

保護者等様

北海道小樽高等支援学校長 濱 裕 晃

学校感染症による出席停止について

生徒本人が次の学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条により「出席停止」となります。

出席停止の期間は欠席にはなりませんので、医師の指示に従い、必要と認められた期間は、十分に休養してください。

別紙、学校感染症に関する報告書を御家庭で保管していただき、登校する際には、医師に確認したことを、保護者等の方が記入し、登校再開後初日に学校に提出してください。

学校感染症の種類と出席停止の期間の基準

	感染症の種類	出席停止の基準
第1種	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一類感染症と結核を除く二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。※1
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症※2	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※1「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※2 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）

記入例

学校感染症に関する報告書

北海道小樽高等支援学校長 様

学校感染症（ **インフルエンザ** ）に罹患していると診断され、
自宅療養の指示を受けました。医師に確認した内容と解熱した日は以下のとおりです。

1. 発症した日 令和 **6** 年 **4** 月 **11** 日（ **木** ）

2. 受診について

① 受診した日 令和 **6** 年 **4** 月 **12** 日（ **金** ）

② 医療機関名 （ **小樽〇〇医院** ）

③ 医療機関で言われた出席停止期間

令和 **6** 年 **4** 月 **11** 日（ **木** ） ～ **4** 月 **16** 日（ **火** ）

3. 解熱した日 令和 **6** 年 **4** 月 **14** 日（ **日** ）

上記のとおり、

- （ ☒ ） インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日
- （ ☐ ） 新型コロナウイルス感染症：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある）した後1日
- （ ☐ ） その他の学校感染症：出席停止の解除の基準日 を経過しましたので、登校させます。

令和 **6** 年 **4** 月 **17** 日

保護者等氏名 **小樽 太郎**

生産技術 科 **1** 年 組 生徒氏名 **小樽 花子**

学校感染症に関する報告書

北海道小樽高等支援学校長 様

学校感染症（ ）に罹患していると診断され、
自宅療養の指示を受けました。医師に確認した内容と解熱した日は以下のとおりです。

1. 発症した日 令和 年 月 日（ ）

2. 受診について

① 受診した日 令和 年 月 日（ ）

② 医療機関名 （ ）

③ 医療機関で言われた出席停止期間

令和 年 月 日（ ） ～ 月 日（ ）

3. 解熱した日 令和 年 月 日（ ）

上記のとおり、

- （ ）インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日
- （ ）新型コロナウイルス感染症：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある）した後1日
- （ ）その他の学校感染症：出席停止の解除の基準日 を経過しましたので、登校させます。

令和 年 月 日

保護者等氏名

科 年 組 生徒氏名